

## 板橋区土地開発公社運営費等の補助に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区（以下「区」という。）と板橋区土地開発公社（以下「公社」という。）が締結した公共用地等の取得に関する契約書（昭和63年4月1日締結）第10条の規定に基づき、公社が公共用地、公用地等を取得するために必要とする運営費等を区が補助することにより、公社の事業運営の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (補助の範囲)

第2条 区は、公社に対し、その申請により毎年度予算の範囲内で運営費等を補助するものとし、補助の対象は、次のとおりとする。

- (1) 人件費、事務費等の経常的な公社運営費
- (2) その他区長が必要と認めるもの

### (交付の申請)

第3条 区は、あらかじめ公社から次に掲げる事項を記載した板橋区土地開発公社補助金交付申請書（[別記第1号様式](#)。以下「申請書」という。）を提出させなければならない。

- (1) 補助事業等の目的及び内容
- (2) 交付を受けようとする補助金の額及びその算出基礎
- (3) その他必要と認める事項

2 前項の申請書には、事業計画書、予算書等の交付の根拠となる書類を添付させなければならない。

### (交付の決定)

第4条 区は、前条の規定により申請の提出を受けたときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに板橋区土地開発公社補助金決定書（[別記第2号様式](#)）により公社に通知しなければならない。

### (補助金の交付)

第5条 区は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、板橋区土地開発公社補助金請求書（[別記第3号様式](#)）を徴して年度当初交付する。また、当該年度終了後速やかに事業報告書及び決算書を提出させるものとする。

### (補助金の返還命令)

第6条 区は、次の各号の一に該当するときは、公社に対し補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 公社が解散又は事業を中止したとき
- (2) 公社が第2条の規定に反して補助金を使用したとき

第7条 この要綱の実施について必要な様式は、別記のとおりとする。

### 付 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。